

秋田労働局一般公示第6号

登録教習機関の登録事項変更に関する公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「安衛法」という。）第77条第3項において準用する安衛法第47条の2の規定による安衛法第46条第4項第2号に係る登録教習機関登録事項変更の届出（代表者の変更）があったので、安衛法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 登録教習機関の名称 | 秋田県(秋田県立鷹巣技術専門学校) |
| 2 | 登録教習機関の住所 | 秋田県秋田市山王四丁目1-1 |
| 3 | 変 更 事 項 | 代表者 変更前 知事 佐竹 敬久
変更後 知事 鈴木 健太 |
| 4 | 変 更 年 月 日 | 令和7年4月20日 |

令和7年7月10日

秋田労働局長

